

【貿易管理サブシステムのNACCS統合】説明会等における質問と回答

No.	分類	質問	回答
1	保守日運用	30時間停止するという件(資料p.6)について、土日にも申告を実施する予定があるが、どうすればよいか。	停止時間中の運用については関係省庁にご相談ください。 <参考(経済産業省HP)> https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/01_new/20200319_unnten_teishi.pdf
2	保守日運用	「貿易管理サブシステム停止中は、外為法に基づく電子ライセンスを使用した輸出入申告はできません。」(資料p.6)とあるが、裏書き不要のライセンスを利用した申告も対象となるか。	輸出承認証等識別欄に電子ライセンス番号が入力されている場合は、質サブが稼働状態であることのチェックが起動します。そのため、裏書き不要の電子ライセンスも対象となります。
3	業務仕様	突合チェックは、輸出入承認証等区分「FENO」、「FENJ」の入力にかかわらず、入力電子ライセンスの番号自体が必ずデータベースにあるかないかをチェックするということでしょうか。	申告のチェックは、輸出入承認証等区分の登録が「FENO」等、紙ライセンス利用を示す場合は、システムにライセンス番号が登録されていないことをチェックし、「FENJ」等、電子ライセンス利用を示す場合は、システムに登録されていることをチェックします。「FENJ」「FENO」等の登録と、電子ライセンス番号の存在有無が一致していない場合はエラーとなります。
4	業務仕様	紙ライセンスの場合は、突合は関係ないのか。	紙ライセンスでは系統的にライセンス内容を確認できないため、突合処理は実施されません。なお、紙ライセンスにもかかわらず、承認証等識別欄に「FENJ」等電子ライセンスの番号を入力されると事項登録においてエラーとなります。
5	業務仕様	「外為法 突合情報登録(JTZ)」の自動起動は1回しか入力してはいけないのか。複数回自動入力を起動した場合は、前回突合した裏書きはどうなるのか。	複数回裏書を実施する必要があり、その都度自動起動にチェックを入れることは、問題ありませんが、その都度帳票が出力されるため、最後の裏書登録の際にチェックを入れるか、手動で「外為法 突合情報登録(JTZ)」を実施することをお勧めします。複数回自動起動した場合、それまでの裏書内容を含めた最新情報で突合が実施されます。
6	業務仕様	裏書が必要な電子ライセンスを使用した輸出申告において、輸出許可内容変更をした場合、裏書訂正業務に係る作業手順は、NACCS統合に伴い変更されるのか。	「外為法 裏書情報登録(JTA01-04)」の仕様変更にて、以下のとおり対応します。 「申告後の裏書を不可(ロック)とし、申告事項変更中であればロックを解除する。」(資料p.31) これは、輸出の許可後変更においても適用され、「輸出許可内容変更申請事項登録(EAA)」を送信後、ロックが解除されるので、裏書きの実施が可能です。 EAAを実施後、裏書きを実施せずに「輸出許可内容変更申請(EAC)」を実施すると、EACを送信後に再度ロックがかかるので、その後の裏書きは、裏書事後訂正の手続きが必要です。 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/01_new/20180822_uragaki-teiseu.pdf
7	業務仕様	1申告で入力しきれなかったライセンス番号を記事欄に入力した場合、記事欄に入力したライセンスの番号も突合処理されるのか。	突合処理は実施できません。 システムチェックできるのは承認証等識別欄に入力されたライセンスのみとなります。
8	業務仕様	新設される「外為法 突合情報照会(JTJ)」及び「外為法 裏書数量一覧照会(JTM)」は、照会業務であるが料金は無料か。	左記の業務を含め、統合後においても、外為法関連業務(Jxx業務)は無料です。
9	業務仕様	「輸出入申告後において、事項登録変更後に、システムで裏書登録が可能。(IBP申請において、経済産業省への裏書の事後訂正依頼が不要)」(資料p.11)において、(チェック機能により申告内容とライセンス裏書内容が異なる状態で申告がかかる事はないと思うが)誤った数量で申告をしてしまった場合、訂正が出来るのか。	現行において、誤った裏書登録をした状態で、申告が許可になった場合、裏書きは「事後訂正」を実施していただけます。統合後においても、現行と同様、許可となった申告については「事後訂正」となります。 <補足> ・数量等、当面、突合総合結果の判定対象外の項目は、誤りがある場合でも(他に誤りが無い場合)、「外為法 突合情報登録(JTZ)」の結果はOK(合格)と出力され、申告が可能です。突合総合結果の判定対象外の項目は、特に、お客様にて入力内容を確認いただく必要があります。 ・輸出においては、許可後に変更を実施する場合がありますため、許可後においても、事項登録変更後のシステムでの裏書きは可能です。
10	総合運転試験	総合運転試験の導流確認試験において、通関業者から輸出入者に参加協力を依頼するにあたり、簡単な説明資料があると依頼がしやすい。	3月中旬に輸出入者様向けの資料をNACCS掲示板に掲載する予定です。 →3月19日(木)にNACCS掲示板に掲載しました。 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/data/bousabu/rt_yusyutunyu.pdf
11	総合運転試験	総合運転試験において、導流確認試験は輸出入者の入力が最初となっていますが(資料p.37)、通関業者から始めることはできないか。	導流確認試験は、本番を想定した試験のため、輸出入者様にて新たに電子ライセンス申請を実施していただく必要があります。(ダミー利用者ID(申込が必要)を利用した習熟訓練については、通関業者様から実施することが可能です。)
12	移行	移行時において、①～③(BP審査終了後、IBP事項登録前)の場合はIDA01から新仕様で、④に関してはIDA01後なので、突合はしないで許可になるということか(資料p.55)。	仕掛りの申告情報については、事項登録(変更含む)を行ったタイミングから新仕様が適用されます。そのため、①～③のタイミングで統合を迎えた場合は、BP後のIBPのための「輸入申告変更事項登録(IDA01)」を行うことで新仕様が適用となり、「外為法 突合情報登録(JTZ)」が起動します。その後、統合前はできなかった裏書登録を行うことができ、裏書業務実施後のタイミングで再度JTZ(突合)を行い、「輸入申告変更(IDE)」→許可の流れとなります。 ④のタイミングでは、事項登録を変更しない限り、統合前の仕様のまま許可まで流れますので、JTZ(突合)は起動しません。

	分類	質問	回答
13	移行	裏書不要の電子ライセンスを利用した申告の場合、6月20日の移行作業前の段階で搬入時申告を実施したものについて、6月21日5:00に新システムとなるが通常どおり申告はかかるのか。	外為法関連のチェックとは関係の無いNACCS業務の仕様に変更はないため、搬入時に申告はかかります。なお、事項登録まで実施された申告は、事項登録を変更しない限り、統合前の仕様で許可まで流れます。
14	移行	6月の統合時に新たなパッケージソフトが配布されるのか。	現在ご利用中のパッケージソフトをバージョンアップしていただきます。通常の機能改善等のリリース時と同様に、パッケージソフト起動時にバージョンアップが起動します(自動起動の場合)。